

大分大学大学院教育学研究科教育課程連携協議会設置の趣旨及び概要

○設置の趣旨

専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2第1項の規定により、大分県の教育関係者との連携により、大分大学大学院教育学研究科教職開発専攻の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するために設置されています。

○概要

以下の事項を審議するために、年に1回開催されています。

- (1) 関係者との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 関係者との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項